

那覇市は、本件施設につき、地域の歴史文化を普及し継承する施設であり、都市公園法2条2項6号の教養施設、うち同法施行令5条5項1号の体験学習施設として、都市公園法5条2項に基づき、本件設置許可をしたところ、同設置許可に当たって、使用料を全額減免とした（乙19）。

那覇市は、都市公園法の設置及び管理について、那覇市公園条例（乙26）を定め、那覇市長は、同条例の施行について那覇市公園条例施行規則（乙27）を定めているところ、那覇市公園条例（乙26）11条の2は、市長は同条各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところにより使用料の全部又は一部を免除することができることと定め、同条4号にて「公共的団体が公益の目的で使用する場合」と定めており、上記規則に該当する那覇市公園条例施行規則（乙27）15条1項は上記条例22条の2の規定により減免する額を定めているところ、同規則15条1項2号にて、上記条例11条2の第4号の規定に該当する場合は、全額減免するものと定めている。

本件施設は、上記各規定に該当することから、那覇市長は、本件設置許可に当たり、使用料を全額の減免とした。

6 上記各事情に対する一般人の評価

(1) 国内において、儒学は学問として受容されていること

前記4(3)で述べたとおり、沖縄を含む日本において受容された儒学は、実社会における実践的な学問である。日本国内において、儒学が「超自然的、超人間的本質の存在を確信し、畏敬崇拜する心情と行為」のような宗教であるとは認識されていない。

(2) 国内各地に孔子廟が存在するところ、これら孔子廟は学問の施設として認識されており、宗教的施設とは認識されていない。

ア 多久聖廟

参加人準備書面4の第2の1の主張のとおりであるから、同主張を援用する。

上記参加人の主張にあるとおり、多久聖廟は、江戸時代に当地を治めていた多久氏が、多久領を治めるために教育が必要と考え、学問所と孔子廟

を建設したものであり、すなわち、同所における孔子廟は、学問の振興のために建てられたものである。

また、多久聖廟において、釋奠祭禮に相当する行事として釈菜という行事が行われているところ、同行事は、学問の振興や多久氏の歴史・文化を発信するために行われているものであって、宗教の信仰、礼拝、普及等を行うものではない。

イ 足利学校

参加人準備書面4の第2の2の主張のとおりであるから、同主張を援用する。

上記参加人の主張にあるとおり、足利学校は、日本最古の学校とも言われ、中国古典を学ぶ学校であり、儒学を中心に学問の発展の拠点とされていた。

孔子廟の建築も、中国古典を学ぶという意味での儒学への熱意の表れとされており、宗教ではなく、実学としての学問のために行われている。釋奠祭禮に相当する行事である釋奠が行われているところ、同行事も、足利学校の文化・歴史を全国に発信するために行われている。

また、孔子廟を含む足利学校は、教育の原点とされ、市民の生涯学習の場としての役割も果たしている。具体的には、教養講座が開かれており、学問としての儒学を中心に、漢詩の作り方や歴史書の読解講座、歴史講座等が開かれている。

ウ 湯島聖堂

参加人準備書面4の第2の3の主張のとおりであるから、同主張を援用する。

上記参加人の主張にあるとおり、湯島聖堂は、江戸時代、将軍によって創建された孔子廟であり、藩校の学問・教育の中心となったものであり、明治時代に至っても、学問所としての伝統を引き継ぎ、近代教育発祥の地となっている。

同所において、釋奠祭禮に相当する行事として、孔子祭（釋奠）が行わ

れている。その目的は、孔子とその学問を検証することであり、伝統行事を再現・復原したものであり、宗教の信仰、礼拝、普及等を行うものではない。

また、湯島聖堂においては、生涯学習のため、各種文化講座が開催されている。

エ 以上のとおり、国内各地にある孔子廟は、儒学を始めとする学問の振興のために建設されたものであり、現在においても、その歴史・文化を保存し、地域の発展や観光振興に寄与するものとして、施設の整備・保存、釋奠祭禮に相当する行事の催行が行われているものであって、宗教の信仰・礼拝・普及等の宗教的活動を行っているものではない。

すなわち、国内において、これら孔子廟は、学問の施設と認識されており、宗教的施設とは捉えられていない。

(3) 本件施設は、近隣住民等からも整備の要請を受けたものであること

前記2(4)ないし(6)のとおり、那覇市は、那覇市都市計画マスタープラン(乙1)において、松山公園が所在する那覇西地域について、まちづくりの基本方針の一つとして、「福州園や天妃宮などを核とし歴史性を活かしたクニダのまちづくり」とし、松山公園の周辺土地の利用計画を検討していたところ、平成13年4月、久米崇聖会、周辺自治会、周辺小中高等学校等合計12団体から、那覇市に対し、「松山都市公園の拡張整備について」と題する要請書が提出され(乙3)、その内容は、松山公園に隣接している旧久米郵便局跡地を、福州園と一体となった旧久米村を象徴する歴史的景観を有する都市公園として拡張整備してほしいというものであった。

上記のとおり、本件施設は、参加人のみならず、広く地域住民からも、旧久米村の歴史・文化を伝える施設として整備してほしいという要請がなされていたものであって、地域住民の間においても、本件施設は宗教的施設とは認識されていない。

7 以上の諸事情をもとに検討すれば、本件設置許可は、特定の宗教に対する援助、圧迫等には当たらず、憲法の定める政教分離原則に違反するものではない。

すなわち、本件施設は、琉球王国時代から久米村と呼ばれた現在の久米地区に存在した孔子廟、明倫堂の歴史・文化を伝えるものとして、久米地区に再建されたものであること、本件施設の設置は、当該地域における歴史性を活かしたまちづくりの方針にも合致するものであり、また、近隣住民等からも、久米村の歴史・文化を伝える施設として本件施設を松山公園内に整備してほしいとの要請があったことなどの本件設置許可に至る経緯及び目的や、そもそも儒学（儒教）は、沖縄においても沖縄以外の国内においても、実社会における実践的な学問として受容され、本件施設の前身である孔子廟、明倫堂も儒学を始めとする学問を学ぶ場として建築されたものであること、本件施設もまた、実践的な学問としての儒学を構築した孔子を称えるとともに、儒学を始めとする学問、歴史、中国文化を学ぶ場として建築されたものであり、一般市民に無償で公開され、一般市民向けの無償の教養講座が開催されるなど、広く一般市民が利用し学習をすることができる施設であること、参加人は宗教的活動を目的とするものでもなければ、本件施設等において宗教的活動を行うものでもなく、広く儒学を始めとする学問の発展や、人材の育成に努める団体であること、参加人は、本件施設において、年に1回釋奠祭禮を開催しているところ、同行事は中国及び沖縄の歴史文化の展示的意味合いが強いこと、沖縄以外の全国各地に所在する孔子廟は学問の施設として捉えられており、宗教的施設とは捉えられていないこと、沖縄においてもこれら全国各地の孔子廟と同様に孔子廟は学問の施設として捉えられており、宗教的施設とは捉えられていないこと、これら諸事情を考慮すれば、一般人の目から見て、本件施設は、儒学という学問や久米村の歴史・文化を普及し継承する施設であると評価されるのであって、宗教的施設であると評価されることはない。

すなわち、社会通念に照らして総合的に判断しても、本件設置許可は、市と本件施設ないし参加人とのかかわり合いが、我が国の社会的、文化的諸条件に照らし、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるものとはいえず、憲法89条の禁止する公の財産の利用提供には当たらず、憲法20条1項後段の禁止する宗教団体に対する特権の付与にも